

第 5 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

平成29年9月26日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第5回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

平成29年9月26日(火曜日)

午前9時59分開議

午後0時12分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成29年度熊本県一般会計補正予算(第3号)

議案第3号 熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について

報告第3号 公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の提出について

報告第4号 フィッシャリーナ天草株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第5号 公益財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書類の提出について

報告第6号 天草エアライン株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第7号 熊本空港ビルディング株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第8号 豊肥本線高速鉄道保有株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第9号 肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第35号 平成28年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について

報告第36号 公立大学法人熊本県立大学の平成28年度に係る業務の実績に関する評価について

請第26号 私学助成に関する意見書の提出を求める請願

委員会提出議案 私学助成の充実強化等に関する意見書(案)

委員会提出議案 軽油引取税の課税免除の特例措置の継続を求める意見書(案)

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①熊本県国土強靱化地域計画(案)について

②平成28年度普通会計決算の概要について

③川辺川ダム問題について

④「熊本版図柄入りナンバープレート」の導入にかかる進捗状況

出席委員(8人)

委員長 増 永 慎一郎

副委員長 西 聖 一

委員 小 杉 直

委員 岩 中 伸 司

委員 池 田 和 貴

委員 河 津 修 司

委員 中 村 亮 彦

委員 松 野 明 美

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

公室長 坂 本 浩

政策審議監

兼くまモングループ課長 磯 田 淳

危機管理監 白 石 伸 一

政策調整監 府 高 隆

秘書グループ課長 横 尾 徹 也  
 広報グループ課長 倉 光 麻理子  
 危機管理防災課長 宮 本 正  
 総務部  
 部 長 池 田 敬 之  
 理事兼県央広域本部長  
 兼市町村・税務局長 大 村 裕 司  
 政策審議監 本 田 充 郎  
 総務私学局長 古 森 美津代  
 首席審議員兼人事課長 平 井 宏 英  
 首席審議員兼財政課長 竹 内 信 義  
 県政情報文書課長 村 上 徹  
 総務事務センター長 坂 本 弘 一  
 財産経営課長 満 原 裕 治  
 私学振興課長 塘 岡 弘 幸  
 市町村課長  
 兼県央広域本部総務部長 間 宮 将 大  
 消防保安課長 門 崎 博 幸  
 税務課長 井 芹 護 利  
 企画振興部  
 部 長 山 川 清 徳  
 政策審議監 本 田 圭  
 地域・文化振興局長 斉 藤 浩 幸  
 交通政策・情報局長 藤 井 一 恵  
 企画課長 沼 川 敦 彦  
 地域振興課長  
 兼県央広域本部振興部長 重 見 忠 宏  
 文化企画・  
 世界遺産推進課長 手 島 伸 介  
 川辺川ダム総合対策課長 吉 野 昇 治  
 交通政策課長 内 田 清 之  
 情報企画課長 島 田 政 次  
 統計調査課長 山 田 裕 二  
 出納局  
 会計管理者兼出納局長 金 子 徳 政  
 会計課長 無 田 英 昭  
 管理調達課長 石 川 修  
 人事委員会事務局  
 局 長 田 中 信 行  
 総務課長 井 上 知 行

公務員課長 西 尾 浩 明  
 監査委員事務局  
 局 長 高 山 寿一朗  
 首席審議員兼監査監 小 原 信  
 監査監 手 嶋 章 人  
 監査監 田 原 英 介  
 議会事務局  
 局 長 吉 田 勝 也  
 次長兼総務課長 中 島 昭 則  
 議事課長 中 村 誠 希  
 政務調査課長 上 村 祐 司

事務局職員出席者

議事課課長補佐 福 田 博 文  
 政務調査課主幹 池 田 清 隆

午前9時59分開議

○増永慎一郎委員長 おはようございます。  
 ただいまから、第5回総務常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に3名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることとしました。

次に、6月定例会の委員会以降に人事異動があつておりますので、自席から自己紹介をお願いします。

（危機管理防災課長、市町村課長～地域振興課長の順に自己紹介）

○増永慎一郎委員長 次に、今回付託された請第26号について、提出者から趣旨説明の申し出があつておりますので、これを許可したいと思います。

まず、請第26号についての説明者を入室させてください。

（請第26号の説明者入室）

○増永慎一郎委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔をお願いいたします。

では、説明をお願いします。

（請第26号の説明者の趣旨説明）

○増永慎一郎委員長 趣旨はよくわかりましたので、後でよく審査をいたします。本日はこれでお引き取りをお願いしたいと思います。

（請第26号の説明者退室）

○増永慎一郎委員長 次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。説明を行われる際は、効率よく進めるため、最初に一度立っていただいた後、説明は着座のまま簡潔をお願いします。

それでは、総務部長から総括説明をお願いいたします。

○池田総務部長 今回提案しております議案の概要について御説明申し上げます。

まず、一般会計補正予算につきましては、議案第1号といたしまして、復興基金の活用や住まいの再建支援など、熊本地震からの復旧、復興を図るための予算、7月の台風第3号とその後の大雨被害に対応するための予算など、247億500万円を計上してございます。

また、予算を計上する上で、総額523.2億円の熊本地震復興基金について、今回、その配分方針案についても定めさせていただいております。

このほか、熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定や専決処分の報告、承認などにつきましても、あわせて御提案、御報告を申し上げます。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、また、予算の詳細な内容及び条例等議案につきましては各課長から、それぞれ御説明申し上げます。

なお、衆議院が解散された際に必要となります選挙費につきまして、今定例会最終日に追加提案できるよう準備を進めておりますこ

とを、あわせて御報告申し上げます。

私からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○増永慎一郎委員長 次に、財政課長から、今回の補正予算の概要等について説明をお願いします。

○竹内財政課長 財政課でございます。

お手元の資料、総務常任委員会説明資料（後議）という冊子のほうをお願いいたします。

1 ページをお開きくださいませ。

まず、議案第2号、知事専決処分によります平成29年度7月補正予算の概要について御説明いたします。

これは、7月4日の台風第3号及びその前後の大雨により被害を受けた農林関係施設等の復旧のうち、特に早急に取り組む必要があるものにつきまして、7月31日付で知事専決処分をさせていただいたものでございます。

次に、下の段、平成29年度9月補正予算の概要でございますが、先ほど総務部長のほうから御説明いたしましたとおり、今回の一般会計補正予算は、総額247億500万円を計上しております。

内訳のほうですが、資料のほうなんですけれども、まず(1)の地震への対応分、こちらが219億1,600万円となります。

主な内容は、①被災者の救済、生活支援として、平成28年熊本地震復興基金交付金が145億4,800万円、1枚おめくりいただきまして、住まいの再建支援事業、こちらが11億9,700万円、②の産業復興支援として、中小企業等復旧・復興支援事業が1億6,900万円、③社会・産業インフラの機能回復として、震災復旧緊急対策経営体育成支援事業が37億1,400万円などとなっております。

次に、(2)台風第3号及び大雨による災害への対応分といたしまして、緊急治山事業、

台風被害生産施設復旧対策事業などに18億9,900万円を計上しております。

最後に(3)ですが、地域未来投資促進事業、県有施設のアスベスト確認調査に係る予算など、8億8,900万円を計上しています。

以上によりまして、資料一番下の表のとおり、7月補正予算及び9月補正予算を合計いたしますと、補正後の予算規模は9,199億1,800万円となっております。

資料の3ページをお願いいたします。

熊本地震関係のこれまでの予算措置状況を整理したものでございます。

今回の増額補正によりまして、熊本地震関係予算の累計は、下の円グラフのとおり、7,346億円ということになります。

その右側に、財源の内訳のほうを記載しております。

資料の4ページをおめくりください。

ここから下の5ページまで、歳入予算の内訳を記載しております。

5ページのほうですが、9の国庫支出金と15、県債、こちらは地震、台風などの災害関連事業によりまして、それから12の繰入金、これは復興基金からの繰り入れにより歳入額が多くなっているところでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

ここと7ページのほうで、歳出予算の内訳を記載しております。

歳出予算の主な事業といたしましては、6ページの(3)物件費では、県有施設のアスベスト調査など、(4)その他では、熊本地震復興基金を活用した市町村交付金などを計上しております。

また、7ページの2の投資的経費でございますが、地震、台風などの災害復旧対応の事業などを計上しております。

8ページのほうをお願いいたします。

今回の補正に伴いまして必要となります地方債の補正の内容を一覧にしております。

続きまして、下の9ページをお願いいたします。

ここから、復興基金の予算化の状況等について御説明いたします。

それから、全体といたしまして、9ページの上のほう、まず復興基金総額523.2億円というのがございますが、こちらの全体の配分方針について今回決めましたので、御説明いたします。

表題の下の部分に、県が統一ルールを定めて実施する基本事業分、53事業、総額373.2億円という記載がございますが、こちらは、ルールに合致する被害等に応じまして、全ての市町村を対象として交付するものでございます。

今回、右側のほうでございますが、新、創意工夫分、それから、その下、県宝くじ交付金分ということで、枠配分というのを記載しております。こちらにつきましては、創意工夫分86.8億プラス県宝くじ交付金分13.2億を合わせた100億円を、今回、枠配分として市町村に交付するものでございます。

この枠配分につきましては、今回の補正で予算化いたしまして、被災の大きかった特定被災市町村に対しまして、住家、それから公共土木施設等の被災規模、それから人口規模を基礎といたしまして算定して、交付することになっているところでございます。

ここまでの、総額523.2億円のうち473.2億円の活用となりますけれども、残り50億、これがその下の広域的課題対応分ということで、県分の部分でございます。

こちらにつきましては、県事業の財源として活用するというので、資料記載のとおり、広域的な課題に対応する財源として活用していこうということにしております。

その下、これまでの予算化の状況を一覧にしております。

総額322.2億円を予算化させていただきまして、そのうちの9割となる290億円、こち

らが市町村分ということになっております。

続きまして、10ページのほうをお開きいただきますでしょうか。

ルール分といたしまして、今回の補正で予算化する事業について記載しております。

資料右上に記載しておりますとおり、マル県というマークがついているもの、こちらにつきましてが県事業でございます。ついてないものにつきましては、市町村事業として、市町村課の平成28年熊本地震復興基金交付金という形で、枠配分の100億円とともに、一括して予算化させていただくものです。後ほど、資料15ページのほうに、その部分については出てまいります。

まず、住まいの再建でございますが、被災者の方々の意向に沿った住まいの再建を後押しするため、これまでに予算化した事業や、それから住宅金融支援機構の融資制度等も含めた熊本型のパッケージ支援策として展開するものでございます。

具体的には、自宅再建時の利子助成のほか、転居費用や民間賃貸住宅入居時の初期費用助成などの支援を行うものでございます。

次は、防災・安全対策でございます。

1点目が、市町村の災害時の受援計画策定を支援する事業、2点目が、自主防災組織の資機材整備や訓練経費を支援する事業、3点目が、指定避難所や福祉避難所の機能強化のための設備改修を支援する事業、最後が、災害時に緊急情報を収集するため、観光客等が集まる民間施設、市町村運営施設へのフリーWi-Fi整備を支援する事業でございます。

資料右上のほうに移りまして、公共施設、地域コミュニティー施設の復旧支援でございますが、こちらは、従来の補助制度を活用してもなお生じます民間所有者負担の一部を支援する文化財の災害復旧事業と既に事業化しております自治公民館再建支援事業、こちらにつきまして、市町村負担の公平化を図るために、制度の一部見直しを行うものでござい

ます。

最後に、新たな観光拠点づくり、産業・物産振興でございますが、まず中小企業等災害復旧・復興支援事業につきましては、グループ補助金を活用した被災企業の早期再建のため、補助金の申請支援、それから、審査業務体制を強化するとともに、業者が見つからず、申請に至っていない事業者に対しまして、遠隔地の工事業者との契約により生じます掛かり増し経費の支援を行うものでございます。

次の商店街にぎわい復興支援事業は、被災により売り上げ等が減少した商店街等のにぎわい創出に資するイベント開催を支援するものでございます。

次の熊本地震復興観光拠点整備等推進事業につきましては、平成31年に予定されておりますデスティネーションキャンペーン開催に向けた誘客や受け入れ体制の整備を行う県事業でございます。

下の市町村事業のほうでは、県内全市町村を対象といたしまして、地域が主体となった国内外からの誘客あるいは観光消費拡大につながる取り組みを総合的に支援するものでございます。こちらにつきましては、特定被災市町村に限定することなく、県内全市町村を対象としております。

以上が予算の概要でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○増永慎一郎委員長 引き続き、担当課長から、議案について説明をお願いします。

○宮本危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

おめくりいただきまして、12ページをお願いいたします。

防災総務費につきまして、700万円の増額補正をお願いいたしております。

右の説明欄をごらんください。

(1)の自主防災組織等のリーダー育成・連携促進支援事業は、市町村と自主防災組織との連携強化を図るための訓練等に要する経費200万円について、国費を活用して実施するものでございます。

(2)の市町村災害時受援計画策定支援事業は、市町村の受援計画策定に資する手引作成に要する経費として、500万円の補正をお願いしております。

危機管理防災課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○村上県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

委員会資料の14ページをお願いいたします。

大学費でございますけれども、1,690万円余の増額補正をお願いしております。

説明の欄をお願いいたします。

これは地震対応分でございます。県立大学が、熊本地震により被災した学生に対して行っております授業料の減免につきまして、その対象者が、当初予算要求後、新たに罹災証明書が交付されたことなどによりまして増加したため、運営交付金を追加して交付しようとするものでございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○塘岡私学振興課長 私学振興課でございます。

同じく、資料14ページの下段をお願いいたします。

私学振興課は、私学振興費で2,000万円余の増額をお願いしています。

右の説明欄をごらんください。

(1)熊本時習館海外チャレンジ推進事業ですが、この事業は、グローバル人材の育成のため、海外大学進学や留学を総合的に支援する事業です。

今回は、そのうち海外難関大学に進学する

者を支援する海外大学進学資金給付事業につきまして、多様な進学方法に対応するため、支給対象者を拡大することに伴い、1名分の支給金額100万円について増額をお願いするものです。財源は、ふるさとくまもと応援寄附基金を充てています。

次に、(2)私立幼稚園等緊急環境整備事業ですが、幼児教育の質の向上のために遊具等を整備する私立幼稚園及び認定こども園に対し助成を行うものです。

当初予算では、これまでの実績の伸びから所要額を見込んでいましたが、実施希望の照会を行ったところ、見込みを上回ったため、今回、1,900万円余の増額をお願いしております。なお、財源は全額国庫となっております。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○間宮市町村課長 市町村課でございます。

説明資料15ページの上段をお願いいたします。

自治振興費につきまして、145億円余の増額を計上しております。

説明欄にございますとおり、平成28年熊本地震復興基金交付金の増額をお願いするものでございます。

内容につきましては、先ほど財政課長から説明のあったとおりでございますが、住まいの再建等、新たな事業の追加、これに創意工夫分の配分を含めて予算化をお願いするものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○井芹税務課長 税務課でございます。よろしく申し上げます。

同じく、15ページの下段をお願いいたします。

税務総務費で5億4,400万円余の増額をお願いしております。熊本地震に伴い、ふるさ

と納税による全国から本県への寄附が増加したことに伴う補正です。

説明欄をごらんください。

ふるさと納税で本県にいただいた寄附金は、一旦一般会計で受け入れていますので、基金条例に基づき、受け入れた寄附金を基金のほうに積み立てるため支出するものです。

今回、昨年度の寄附金で、基金への積み残し分2億1,700万円余を積み立て、平成29年度分の見込みとして3億2,700万円余を増額補正するものです。

次に、賦課徴収費で1,400万円余の増額をお願いしております。

説明欄の県税の賦課及び徴収に要する経費ですが、1つが、年度途中で自動車を新たに登録する場合の自動車税及び自動車取得税は、証紙で納めてもらっておりますが、その証紙の売りさばき人、日本自動車販売連合会に支払う証紙取扱手数料が、自動車の登録台数の増加等により不足することから、1,100万円余を増額するものです。

また、地震の影響により今年度増加が見込まれる家屋等の新築に伴う不動産取得税の課税業務量の増加に対して、嘱託職員及び臨時職員を任用するための費用、300万円余を増額するものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○島田情報企画課長 情報企画課でございます。

説明資料17ページの上段をお願いいたします。

計画調査費として8百万円余を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

地震対応分、くまもとフリーWi-Fi整備事業は、災害が起こった際に、観光客を含む誰もが緊急情報を収集できるよう、くまもとフリーWi-Fiを設置する民間施設への助成に要

する経費でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山田統計調査課長 統計調査課でございます。

説明資料17ページの下段をお願いいたします。

委託統計費として200万円余を計上しております。

右側説明欄をごらんください。

厚生労働省から委託を受けて実施しております毎月勤労統計調査について、国委託費の内示額増に伴い、調査員への報酬、交通費など、調査員の確保に要する経費を増額するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○無田会計課長 会計課でございます。

資料の19ページをお願いいたします。

会計管理費につきまして、955万7,000円の増額補正をお願いしております。

右側の説明欄に記載してございますが、熊本地震の影響によりまして、昨年度から災害復旧関連の補助金等を初めとした支払い関係の事務が急増しております。今年度は、特にこれが増加するものと見込まれまして、年度末は会計業務が集中いたしますので、現在の体制では迅速な支払いが難しくなることが予想されることから、これに対応するために会計課の審査体制を強化するものでございます。

具体的には、会計業務のうち、書類の仕分けや添付書類の確認あるいは検算等の補助的な業務を外部に委託して、迅速な支払いに対応できる体制を整えたいと考えております。

会計課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。



○平井人事課長 人事課でございます。よろしくお願ひいたします。

資料の20ページをお願いいたします。

縦になりますけれども、熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。資料の22ページ、条例案の概要で御説明させていただきます。

1番の条例改正の趣旨でございますが、先に、資料中ほどに参考という欄がございますので、そちらをごらんいただきたいと思ひます。失業者の退職手当についてと書かせてもらっております。

公務員には、雇用保険法が適用されておりません。そのため、職員が比較的短期間のうちに退職した場合において、一般の退職手当の額が、雇用保険法を適用した場合の失業給付相当額に満たない場合がある——退職手当が失業保険等に見合わない場合があるということでございます。その場合に、その差額を県が退職手当として支給するという制度がございます。これについての改正ということになってまいります。

1番の本文のほうにお戻りいただきまして、雇用保険に係る失業給付、これとの均衡上、県が支給しております、今申し上げました失業者の退職手当、これにつきまして、雇用保険法の一部改正に伴う国家公務員退職手当法の改正に準じて、関係条例の規定を整備するものでございます。

2の主な改正内容をごらんください。

1点目は、失業者の退職手当の給付を延長できる対象者、これを定めるものです。

特定退職者、これは心身の故障による分限免職等によって退職した者でございますが、これにつきまして、激甚災害等によって離職を余儀なくされた者、こういった者に対して、給付期間を延長できるように加えるというものでございます。

(2)でございます。失業者の退職手当のうち、移転費の支給要件に、職業紹介事業者等

の紹介により就職する者を加えると書いております。

これは、従来ハローワークだけが対象であったものを、例えば、本県のジョブカフェのようなものでも対象になる、民間の職業紹介事業所も対象になるというようなものでございます。

施行期日につきましては、2の(1)につきましては、公布の日から施行、2の(2)につきましては、平成30年1月1日からの施行としております。

よろしくお願ひいたします。

○竹内財政課長 財政課でございます。

23ページから、熊本県手数料条例の一部を改正する条例を記載しております。説明は26ページでさせていただきます。お願ひいたします。

まず、1の条例改正の趣旨でございますが、通訳案内士法、旅行業法など、いずれも法改正に伴いまして手数料の規定を整備するものでございます。

次に、2の主な改正内容のほうなんです。が、(1)の通訳案内士法関係につきましては、条例中の文言を改めるもの、(2)の旅行業法関係、それから(3)の不動産特定共同事業法関係につきましては、制度創設に伴いまして手数料を新設するものでございます。

(4)の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律関係ですけれども、こちらも制度創設に伴いまして手数料を新設するものでございます。

ただ、なお書きにございますように、本県の場合、熊本地震におけます被災者の住まい確保に向けた受け入れ体制整備の一環といたしまして、早期の登録を促す観点から、附則で、平成32年3月31日までの間は手数料を徴収しない旨を規定いたします。

次に、3の施行期日でございますが、(2)の旅行業法関係については、法改正の施行日

前に登録を完了しておく必要がございますので、公布日、その他の項目につきましては、それぞれの法改正の施行日としております。

最後に、4のその他でございますが、今回の手数料条例の改正に伴いまして、あわせて収入証紙条例の関係規定も整理が必要でございますので、整理いたします。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○井芹税務課長 税務課でございます。

資料の27ページをお願いいたします。

第5号議案、熊本県税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。資料28ページの条例案の概要で御説明申し上げます。

1の条例改正の趣旨は、地方税法の一部改正に伴う改正でございます。

2の主な改正内容ですが、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業または事業所内保育事業、これらの事業は、保育を必要とする乳幼児や児童等を一定の施設等で保育する事業ですが、これらの事業に要する家屋の取得等に係る不動産取得税については、従来から、地方税法において、課税標準となる家屋等の価格の2分の1に相当する額を、当該価格から控除する特例措置が設けられていたところ です。

その特例措置について、今般、地方税法の改正により、控除の割合を2分の1から3分の1以上3分の2以下の範囲内において条例で定めることとされたことから、本県におきましては、その控除の割合を3分の2とするものです。

施行期日は、公布の日でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○村上県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

報告第3号、それから、資料上は後ほどですけれども、報告第36号につきましては、いずれも県立大学に関するものでございますので、関連いたしますので、一括して報告させていただきます。

まず、委員会資料29ページをお願いいたします。

報告第3号、公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

これは、地方自治法第243条の3第2項の規定により、県が出資している法人等につきまして、経営状況を報告するものでございます。

説明は別冊資料で行いたいと思います。別冊資料は、表紙に、公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類となっている書類でございます。よろしいでしょうか。

それでは、主な項目について御説明申し上げます。2枚めくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

ここには、法人の役員、審議機関、学生数や教員数などの大学の概要、組織図がござい ますが、ここは説明を省略させていただきます。

さらに、2ページをおめくりいただきまして、3ページをお願いします。

平成28年度の事業報告でございます。

公立大学法人熊本県立大学は、平成28年熊本地震により多大な被害を受けましたが、教職員の早期復旧に向けた懸命な取り組みにより、平成28年5月9日から授業を再開しました。

授業再開後も、一時的な事業活動の縮小を余儀なくされましたが、もやいすと育成プログラムを震災復興をテーマとしたものに組みかえたり、熊本地震からの復興に寄与する多数の研究を推進するなど、本県の創造的復興を支援する取り組みに力を入れてきました。

また、学生に対する支援では、ボランティア

アステーションを開設して、学生のボランティア活動を支援したほか、熊本地震で被災した学生に対して、授業料及び入学金等の減免を実施したこと、そういったことが報告されております。

次に、平成28年度の経営状況について御説明いたします。

4ページに貸借対照表が、5ページに損益計算書が示されております。

4ページの貸借対照表でございますけれども、資産の部は、一番左の下のほうですが、138億5,000万円余ということでございまして、前年に比べて2%程度減となっております。主な原因としましては、減価償却累計額の増加ということが言えるかと思っております。

次に、5ページの損益計算書のほうをお願いいたします。

一番上でございます。経常費用につきましては、23億3,000万円余ということでございまして、前年度に比べて約7%の減でございます。主な原因といたしましては、地震後の一時的な事業活動の縮小による各種経費の減あるいは教員の自己都合退職や休職による人件費の減等が挙げられます。

一方、経常収益につきましては、真ん中やや上のところでございますけれども、24億3,000万円余でございまして、前年に比べ約2%の減でございます。主な要因といたしましては、退職者数の減に伴う運営交付金の減あるいは受託事業の減などによるものでございます。

この結果、一番下の欄でございまして、当期総利益につきましては、1億円余となっております。

続いて、平成29年度事業計画について御説明します。

1ページをめくっていただきまして、6ページをお願いいたします。

教育、研究、地域貢献、国際化、学生生活

支援という5項目にわたって目標を立て、取り組むこととされております。

教育につきましては、熊本地震からの復興支援の取り組みを推進し、社会貢献に資する教育等を展開するとされております。

それから、研究につきましては、今年度が第2期中期目標期間の最終年度となりますことから、これまで推進してきた特色ある研究の成果をまとめ、発信するとされております。

それから、地域貢献につきましては、教育研究活動を地域に資するものとして展開し、その成果を地域社会へ普及させるということとされております。

それから、国際化につきましては、大学のモットーの一つでございます「世界に伸びる」を具現化する活動を推進し、大学の国際化、それから学生の国際的視野の涵養を図るとされております。

学生生活支援につきましては、きめ細かい学生生活支援を着実に実施するということとされております。

7ページの収支予算をお願いいたします。

平成29年度の予算規模といたしましては、例年並みで、総額23億7,000万円余でございます。主な財源は、授業料、それから入学金、また、あわせて県が交付します運営交付金でございます。

支出の部は、ごらんとおり、大半を教育研究経費として支出するという予定でございます。

県立大学の経営状況の説明は以上でございます。

次に、報告第36号、公立大学法人熊本県立大学の平成28年度に係る業務の実績に関する評価について御報告いたします。

これは、地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、熊本県公立大学法人評価委員会が行った業務実績に係る評価を議会に報告するものでございます。

こちらにも別冊資料で御説明いたします。表紙に、平成28年度公立大学法人熊本県立大学業務実績評価書と記載しているものをお願いいたします。よろしいでしょうか。

評価書の1ページをお願いします。

この1ページから2ページにかけまして、業務実績の全体評価が記載されておりますので、このページで説明をさせていただきます。

全体的な評価としましては、1ページの冒頭の段落にありますとおり、熊本地震により多大な被害を受けながらも着実な成果を上げた1年となり、第2期中期計画は順調に推移していると評価されております。

段落の2段落目から、分野ごとに評価されていますので、主な点を申し上げます。

まず、教育につきましては、県立大学の独自の取り組みでありますもやいすと育成プログラムを、震災復興をテーマとしたものに組みかえて実施したこと、また、管理栄養士養成施設として、国家試験における新卒者の合格率が100%を達成したこと、10年以上にわたり食育プロジェクトとして進めてきた諸活動により、第1回食育活動表彰の農林水産大臣賞を受賞したことなどが顕著な実績として評価されております。

それから、真ん中やや下のほうでございます。研究につきましては、熊本地震からの創造的復興に寄与する観点から、自治体職員の危機管理能力の向上や専門職業人に対する学び足し等、継続した専門能力を開発する講座を開催したこと、あるいは科学研究費補助金、いわゆる科研費への教員の応募率を100%、これを4年連続で達成したことなどが評価されております。

それから、一番下、地域貢献につきましては、地域課題解決等のために実施している地域志向教育研究事業について、熊本地震からの復興に寄与する研究や論文の発表を重点的に行ったこと、また、県内の8校で推進して

おりますCOCプラス事業におきまして、学内に地域活力創生センターを開設し、第1次産業分野で参加大学をリードしていることなどが評価されております。

それから、国際交流につきましては、新たにアメリカのチャタム大学と学术交流協定を締結したこと、それから、留学JAPAN日本代表プログラムにおきまして、県立大学から初めて2人の学生が採用されたことなどが評価されております。

最後に、学生生活支援につきましては、熊本地震を契機にボランティアステーションを開設し、ボランティアに関する情報共有を図り、学生ボランティアの支援を行ったこと、また、熊本地震で被災した学生等に対して、授業料等の減免を実施し、経済的な理由により修学を断念することがないように対策を講じたことなどが評価されております。

3ページ以降につきましては、項目別の評価を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で報告第3号及び第36号についての報告を終わります。よろしくお願いたします。

○重見地域振興課長 地域振興課でございます。

説明資料30ページ、報告第4号フィッシャリーナ天草株式会社の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

お手数ですが、お手元の別冊、フィッシャリーナ天草株式会社の経営状況を説明する書類、これに基づいて御説明をいたします。よろしいでしょうか。

それでは、1ページをお開きください。

まず、会社の概要でございます。

フィッシャリーナ天草株式会社は、上天草市松島町において、マリーナの運営や船舶整備等を主な事業としております。

資本金は、3億3,500万円でございます。

役員は、下段の表のとおりというふうになっております。

続いて、2ページをお願いいたします。

5の株主の状況は、本県、上天草市など9団体であり、本県所有の株式数は2,130株、全株式の31.8%となっております。

続いて、3ページをお開きください。

次に、28年度の事業報告でございます。

フィッシャリーナ天草株式会社は、平成9年のオープン以降、厳しい経営が続き、累積赤字が膨らんでまいりました。

そのような中、平成24年6月に、28年度までの単年度黒字化を目標とした中期経営戦略を策定し、抜本的な経営改善に取り組んでまいりました。

その成果としまして、平成28年度決算において、25年度から4年連続して、保管隻数、売上高、売上総利益などの指標で中期経営戦略の計画目標を上回りました。

保管隻数については、前年度と比較しまして5隻増加したものの、熊本地震の影響により船の稼働率が落ち込み、上下架料——上げ下げの手数料ですね。これが減少したことあるいは設備の修繕費等の増加、27年度にトラベリフト、新しいリフトを導入したところですが、これに伴う賃借料の引き上げ、こういった事情によりまして一般管理費が増加した結果、当期損益は261万2,000円の損失ということになりました。

また、26年度の熊本ヤマハ株式会社のマリナー機能移管に伴い、県保有株の同社への譲渡と経営参画について協議を重ねた結果、平成26年度から5年間かけまして、県の保有株1,510株を同株式会社へ売却する契約を締結しておりまして、平成28年度までに1,090株を売却しております。

これにより、県の出資割合は、譲渡前は48%だったものが、平成30年度には25.5%まで下がる見込みとなっております。

続いて、4ページをお願いいたします。

まず、上の表が実績、そして、下の表が中期経営戦略における目標値というふうになっております。太枠で囲んだところが平成28年度実績ですが、保管隻数、売上高、売上総利益などの指標で目標値を上回っております。

続いて、5ページをごらんください。

収支決算書についてでございます。

28年度の売上高は7,359万円余でございます。

一番下の段になりますが、当期純利益はマイナス261万円余でございます。

貸借対照表及び財産目録については、6ページ、7ページのとおりであります。

続いて、29年度事業計画について御説明いたします。

8ページをお開きください。

今年度は、ことし6月に策定した新たな中期経営戦略に基づきまして、収支の改善に引き続き努めてまいります。累積赤字解消に向けて取り組むということとしております。

具体的には、県外ポートショーでのPRなど、県外での営業活動を積極的に展開していくとともに、セカンドポート優遇制度など、マリナーサービスのさらなる周知や充実を図ることとしております。

また、地域の交流拠点として、一般の方々にも利用していただけるイベントの実施、経費の削減に、引き続き努めてまいります。

さらに、下段の2、中期経営戦略に取り組むための体制づくりに記載しておりますとおり、正副社長で構成する運営会議を必要に応じて開催し、会社一丸となって収益の改善に努めていくこととしております。

最後に、9ページに平成29年度の収支予算書を記載しております。

今年度、29年度は、6,077万円余の売上総利益を見込む一方、販売費及び一般管理費として6,216万円余を見込んでおります。当期利益は、マイナス255万円余となる見込みというふうになっております。

フィッシャリーナ天草株式会社の経営状況の報告は以上です。よろしくお願ひいたします。

○手島文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課でございます。

説明資料31ページ、報告第5号、公益財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

お手数でございますが、お手元の別冊、公益財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書類により御説明をさせていただきます。よろしゅうございますでしょうか。

1ページをお開きください。

事業報告でございます。

1段落目記載のとおり、昭和57年に、本県の芸術文化の振興のため設立された財団法人熊本県立劇場は、公益法人に係る制度改正に伴い、平成24年4月1日をもって公益財団法人に移行しました。

また、3段落目の平成28年度の県立劇場への入場者数及び施設利用率についてですが、県立劇場への一般入場者は前年度を大きく下回りました。これは、平成28年熊本地震に伴う4カ月の全面休館及び改修工事の影響があったためでございます。

コンサートホール及び演劇ホールの利用率は伸びておりますが、これは、休館等に伴い、分母となります年間の利用可能日数が減少したことに加え、熊本都市圏の多数のホールが被災し、結果的に県立劇場の利用が集中したことから、利用率が伸びたものでございます。

なお、両ホールの過去10年間の入場者数及び利用率の推移は、特別な要因のありました昨年度を除くと、ほぼ横ばいとなっております。

2ページの収支決算の状況をお願いいたします。

事業活動収入は5億2,460万円余、事業活

動支出については5億1,820万円余となっており、平成28年度の事業活動収支としては640万円余の黒字となっております。これは、熊本地震による寄附金収入が1,850万円余あったことが主な要因でございます。

投資活動経費、投資活動収支としては1,100万円余の黒字となっております。

その結果、表の下から3段目、当期収支差額は1,280万円余、これに2,700万円余の前期繰越収支差額を加えた次期繰越収支差額は3,980万円余の黒字であり、財務の健全性は保たれるところでございます。

3ページ、上の表をお願いいたします。

管理運営業務の委託料は4億270万円余となっております。平成27年度と比較して4,780万円余の増となっておりますのは、地震に伴う施設復旧工事に伴う施設整備費用等として、委託料増額を行ったことが主な要因でございます。

文化事業については、休館に伴う事業の変更を余儀なくされたことなどが影響し、710万円余の減額となりました。

その結果、平成28年度は、委託料全体といたしましては、平成27年度より4,070万円余の増額となっております。

(2)の使用料の収納状況についてでございますが、使用料総収入が5,010万円余の減となっておりますが、これも平成28年熊本地震による4カ月の全面休館及び復旧工事によるスペース確保のための駐車場台数減少の影響によるものでございます。

(3)の入場者数及び利用率については、冒頭で御説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に、(4)の文化事業でございます。

文化事業は、県立劇場を拠点としながら、4ページから5ページにかけて記載しております、①の芸術文化の創造拠点として取り組む事業及び②の芸術文化の普及拠点として取り組む事業を実施するほか、③その他の事業

として、企業の協賛により、舞台芸術に触れる機会の少ない子供たちを招待するぴっころシート事業など、県民参加の仕組みづくりに取り組んでおります。

特に、平成28年度は、②の普及拠点として取り組む事業として、主に被災された方の心の復興を図るために、アートを届けるアートキャラバンくまもと事業を実施し、震災からの復興を後押しする活動に力を入れたところでございます。

なお、法人の概要は、6ページ、7ページに記載させていただいております。

8ページからは、先ほど概要を御説明させていただきましたが、平成28年度決算に関する財務諸表でございます。

まず、8ページと9ページが収支計算書でございます。内容につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。

10ページと11ページは、収支計算書内訳表です。これは、先ほどの収支計算書について、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計ごとの内訳を示したものでございます。

13ページには、貸借対照表を掲載しております。

I、資産の部の一番下、平成28年度末時点の資産の合計は1億7,260万円余であり、前年度比で260万円余の増となっております。

また、表の下から2段目、平成28年度末の正味財産の合計は1億1,470万円余であり、前年度比で703万円余の増となっております。

この正味財産の増減についての詳細を記しましたのが、15ページ、16ページの正味財産増減計算書でございます。

以上が平成28年度の事業の概要及び決算の状況でございます。

次に、22ページをお願いいたします。

平成29年度の事業計画及び予算についてでございます。

平成29年度は、熊本地震による施設の災害復旧工事等を実施しながら開館し、引き続き舞台芸術を中心とした文化事業やアートキャラバンくまもとを実施することなどにより、本県の芸術文化の振興を図ることとしております。

なお、23ページに、熊本地震などを踏まえた記述を加えております。

24ページをお願いいたします。

平成29年度の予算についてでございますが、24ページが一番下の段の記載のうち、経常収益の合計が4億5,260万円余、25ページの上から8段目に記載の経常費用の合計が4億6,660万円余ということで、表の中ほどにございます当期経常増減費は、マイナス1,400万円余となっております。

これは、平成29年度末に工事に伴う2カ月程度の休館を予定しているため、平成28年度予算に比べ、事業費用の減が見込まれるとともに、それに伴い、事業収益、補助金等収益についても減少の見込みであることが大きな要因でございます。

なお、経常経費のマイナス分については、繰越金を公益事業等に活用していく予定でございます。

公益財団法人熊本県立劇場の経営状況の報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○内田交通政策課長 交通政策課でございます。

説明資料の32ページから35ページ、報告第6号から9号まで、交通政策課で所管をしております第三セクター株式会社4社につきまして、それぞれ別冊の経営状況を説明する書類により御説明させていただきます。

まず、説明資料32ページ、報告第6号、天草エアライン株式会社の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

お手元の別冊、天草エアライン株式会社の

経営状況を説明する書類をお願い申し上げます。よろしいでしょうか。

書類の1ページ目をお開きください。

まず、平成28年度の事業報告について御説明申し上げます。

28年度は、機材をダッシュ8-100型機からATR42-600型機へ更新して2年目となります。しかしながら、新機体は、1年目は期間中に更新し、約半年間は乗務員訓練等を行っていたため、実質、平成28年度が年間を通しては初めての就航の年となります。

3段落目でございますが、4月に発生しました熊本地震により、利用者数は一時的に減少しましたが、利用促進事業を推進しました結果、7月以降、順調に回復し、利用者数は9年ぶりに8万人を超えました。

また、5段落目でございますが、決算状況は、利用者数の増加に伴い、旅客収入が大幅に増加し、総売上高は対前年度41.9%増の8億8,164万円となり、過去最高の売り上げを記録いたしました。

一方、営業費用は、機材更新に伴い、最大離陸重量が増加したことにより、着陸料等の公租公課や就航先の地上業務委託料が増加したため、対前年度25.7%増の10億3,188万円となりました。

最終的に、経常損失は1億168万円を計上しましたが、旧機材の売却や機材整備費補助金等の特別利益により、当期純利益は1億330万円となりました。

2ページ及び3ページにかけましては、株式の状況、取締役及び監査役の氏名及び主な職業等の会社概要を本年7月1日現在で記載をしておりますが、御説明は割愛させていただきます。

4ページ目をお願いいたします。

収支決算書について御説明申し上げます。

まず、営業収益の売上高は8億8,164万円余に対し、営業費用は、売上原価を合計いたしますと9億4,552万円余、また、販売費及

び一般管理費は8,635万円余となり、営業損失は1億5,023万円余となりました。

営業外損益でございますが、旧機材の売却による為替差益を4,443万円余計上しており、経常損失は1億168万円余となりました。

特別利益では、旧機材の部品などの売却収入や、県、天草市、上天草市及び苓北町からの安定運航継続のための機材整備補助金などを3億6,629万円余計上したことなどにより、税引き後の当期純利益は1億330万円余となったところでございます。

5ページ、6ページには、貸借対照表及び財産目録について記載させていただいております。

次に、平成29年度の事業計画について御説明申し上げます。

7ページ目をお開きください。

事業方針といたしましては、平成29年度においても、安全運航を第一に、定時性及び利便性の確保に努めてまいります。

また、天草エアラインは、1機のみで運航しているため、重整備や乗員訓練などによる長期間の運休や機材故障に伴う部品の調達のための欠航が課題となっております。

この課題を解決するため、同機材を導入しております日本エアコミューター、本社は鹿児島市でございますけれども、通称ジャックと言っております。日本エアコミューターと整備の管理受委託について、現在、協議、検討を行っているところでございます。

今後とも、県外からの医師の通勤手段となるなど、天草地域において重要な役割を果たしているため、安定した運航に努めてまいります。

事業内容でございますが、天草空港利用促進協議会による利用促進事業を引き続き実施するとともに、さらなる利用者の増加に努めてまいります。

また、平成29年度は、国土交通省が実施し



まず地方航空路線活性化プラットフォーム事業に天草エアラインの天草―福岡路線が対象路線として選ばれており、観光需要以外に、ビジネス、産業、スポーツ、文化・教育分野における需要創出を図るための利用促進事業を予定しているところでございます。

8ページをお願いいたします。

平成29年度の収支予算書について御説明申し上げます。

平成29年度の売上高は、国土交通省の事業を活用しました利用促進事業やPR事業、需要開発事業などを推進してまいります。構造検査や重整備による運休が長期間発生する予定であり、7億8,489万円余を見込んでおります。

一方、営業費用につきましては、一層の経費削減努力を行うものの、機材更新に伴い機材の重量が増加したため、着陸料などの公租公課が増加し、営業損失は3億7,676万円余を見込んでおります。

これに、安定運航継続のための機材整備補助金の特別利益を加味しました税引き後の当期純利益は、772万円余を見込んでおります。

天草エアライン株式会社につきましては以上です。

続きまして、説明資料33ページ、報告第7号、熊本空港ビルディング株式会社の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

お手元の熊本空港ビルディング株式会社の経営状況を説明する書類をお願い申し上げます。

1ページ目をお開きください。

まず、平成28年度の事業報告について御説明申し上げます。

2段落目でございますが、平成28年度の阿蘇くまもと空港の利用状況につきましては、熊本地震の影響等を受けまして、国内線の旅客数実績は290万1,446人で、対前年度比

93.3%、国際線の旅客数実績は3万3,805人で、対前年度比48%となり、その結果、国内線と国際線の旅客者数の合計は293万5,251人となりました。

また、国内航空貨物の取扱量は1万6,148トンで、対前年度比97.5%となっております。

3ページから4ページにかけては、会社の概要として、株主の状況、取締役及び監査役の氏名、主な職業などを記載しているところでございますが、説明は割愛させていただきます。

5ページをお願いいたします。

平成28年度の収支決算書について御説明いたします。

営業収益は、熊本地震による売店、レストラン、ラウンジの営業休止等により、13億8,821万円余となり、減収となりましたが、テナント営業休止による水道・光熱料の減少や固定資産税の減免等によりまして、純仕入高と販売費及び一般管理費の合計も、10億9,474万円余と減少いたしました。その結果、営業利益は2億9,347万円余となりました。

これに配当金等の営業外損益を加味した経常利益は4億1,054万円余となり、最終的に、地震保険金、投資有価証券売却等の特別損益と税金を加味した当期純利益は、4億2,555万円余の黒字となりました。前年度と比較しますと、減収、増益となったところでございます。

6ページから8ページにかけては、貸借対照表及び財産目録等でございますが、説明は割愛させていただきます。

9ページをお開きいただきたいと思います。

平成29年度の事業計画について御説明申し上げます。

今年度は、熊本地震の影響により一時減退する懸念のある国内外からの利用客増に向け

まして、航空会社やあるいはビルテナント会社と連携して観光振興等に努めてまいります。

また、空港運営の民間委託に向けて、現在、取り組みを推進していくとともに、その過程におきましても、空港内のにぎわい回復と経営基盤強化に努めてまいります。

10ページ目をお願いいたします。

平成29年度の収支予算書について御説明申し上げます。

29年度は、熊本地震の影響の減少により、営業収益は、賃貸料収入などで14億9,460万円余、純仕入高と販売費及び一般管理費は11億4,952万円余を見込んでおり、営業利益としましては3億4,507万円余、経常利益としましては4億5,881万円余を見込んでおります。最終的に、当期純利益は3億4,684万円余を見込んでおります。

空港ビルディング株式会社につきましては、以上でございます。

引き続き、説明資料34ページ、報告第8号、豊肥本線高速鉄道保有株式会社の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

お手元の別冊、豊肥本線高速鉄道保有株式会社の経営状況を説明する書類の1ページ目をお開きください。

事業報告のところでございますけれども、豊肥本線高速鉄道保有株式会社は、JR豊肥本線の熊本駅一肥後大津駅間、22.6キロメートルの電化を行うため、平成9年11月に設立をされました。

国からの補助金、県や沿線市町村、JR九州からの出資金及び銀行からの借入金を財源といたしまして、電化施設の整備を行い、それらをJR九州に貸し付け、その使用料を会社の収入としているところでございます。

平成28年度の売上高は、豊肥本線の高速化等に伴う鉄道施設の使用に関する契約に基づきまして、前年度と同額の1億660万円で、

投下資金の回収は計画どおりに行っているところでございます。

当期純損益は、前事業年度の537万円余に対しまして、8.2%減の493万円余の黒字となりました。

2ページから3ページにかけましては、株式の状況、役員の氏名等、本年7月1日現在の会社概要を記載しておりますが、説明は割愛させていただきます。

4ページをお願いいたします。

収支決算書でございます。

営業損益の部ですが、営業収益の売上高1億660万円に対し、営業費用は、売上原価が8,746万円余、販売費及び一般管理費が1,460万円余であり、営業利益は452万円余となりました。

次に、営業外損益の部ですが、営業外収益としまして、受取利息とその他営業外収益で260万円余、営業外費用は871円、税引き後の当期純利益は493万円余となりました。

貸借対照表につきましては5ページ目に記載しておりますが、説明は割愛させていただきます。

6ページをお開きください。

平成29年度の事業計画でございます。

引き続き、JR九州からの施設使用料収入によって収益を確保し、投下資金を回収していくこととしております。

7ページ目をお願いいたします。

29年度の収支予算書でございます。

営業損益の部ですが、営業収益は、施設使用料として1億660万円を見込んでおります。そこから営業費用である売上原価と販売費及び一般管理費を差し引いて、営業利益は615万円余を見込んでおります。その結果、営業外損益を加味した税引き後の当期純利益は、754万円余を見込んでいるところでございます。

豊肥本線高速鉄道保有株式会社につきましては、以上でございます。

最後に、説明資料35ページ、報告第9号、肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

お手元の別冊、肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況を説明する書類の1ページ目をお開きいただきたいと思います。

事業報告について御説明いたします。

3段落目以降に記載しておりますが、平成28年度は、平成24年度から平成28年度までを計画期間とする中期経営計画の最終年度であり、当該計画に基づく収益改善に取り組み、観光列車「おれんじ食堂」を中心に、国内外の旅行エージェントへの販売促進強化や各種イベント等による団体客の獲得に努めたところでございます。

しかしながら、昨年4月に発生しました熊本地震の影響により、観光客の利用が非常に低調となり、定期外利用者数が大きく減少したことにより、旅客運輸収入が前年度比2,200万円減少したほか、「おれんじ食堂」による旅行取扱収入が減少したこと等によりまして、営業収益は、対前年度比7,400万円減の13億600万円となりました。

一方、営業費用は、車両保存費や「おれんじ食堂」に係る売上原価の減等によりまして、対前年度比1億4,200万円減の18億4,000万円となったところでございます。

この結果、経常損失は、対前年度比6,800万円減の5億4,400万円を計上しましたが、熊本、鹿児島両県及び沿線市町からの運行支援補助金等の特別利益により、当期純利益は1億9,600万円となったところでございます。

2ページをお願いいたします。

平成16年度からの経営状況を記載いたしております。

表の一番上の欄でございますが、利用者数が、平成16年度は188万人でございましたが、平成28年度では118万人と、開業当初から37%減となっており、厳しい経営状況が続

いているところでございます。

3ページから4ページにかけましては、本年7月1日現在の会社の概要を記載してございますが、説明は割愛させていただきます。

5ページをお願いいたします。

収支決算書について御説明申し上げます。

営業損益の部ですが、営業収益の13億644万円余に対し、営業費用は、売上原価のところを合計し、13億3,130万円余、販売費及び一般管理費等が5億852万円余となり、差し引いた営業損失は5億3,339万円余となりました。

営業外損益の部でございますが、主に国、県等からの補助金等による特別利益が10億3,521万円余となり、一番下に記載しておりますが、税引き後の当期純利益は1億9,567万円余となりました。

貸借対照表につきましては6ページに記載しておりますが、説明は割愛させていただきます。

7ページ目でございます。

平成29年度の事業計画でございます。

事業方針の下から3行目に記載しておりますが、平成29年度は、ことし6月に策定をいたしました今後の中期経営計画に基づきまして、安全運行確保のための施設、設備の計画的な整備や要員の確保、育成に取り組むとともに、利便性の向上や「おれんじ食堂」等を活用した営業力の強化による収支改善等に取り組むことといたしております。

事業内容のところですが、主なものを御説明申し上げます。

(1)と(2)についてでございますが、安全運行確保のために、鉄道施設の状況を把握し、優先順位をつけて鉄道基盤整備の更新、修繕等を行うとともに、計画的な社員の採用と育成に取り組むことといたしております。

また、(3)に記載しておりますように、定期利用者のニーズに基づきました定期利用促進の働きかけに加え、割引切符や企画切符等

による定期外利用の促進にも取り組むことといたしております。

さらに、(4)に記載しておりますように、ホームページやSNSを活用しました情報発信を強化いたしまして、「おれんじ食堂」を中心とした営業を強化するとともに、特にインバウンド対応の強化にも取り組むことといたしております。

8ページをお願いいたします。

収支予算書でございます。

収益の部でございますが、営業収益は、旅客運輸収入、鉄道線路使用料収入などで18億8,705万円余を見込んでおります。

費用の部ですが、営業費用につきましては24億668万円余を見込んでおり、営業外損益を加えました経常損益は、6億4,178万円余の赤字を見込んでおります。

なお、主に国、県等からの補助金等による特別損益、8億6,104万円が見込まれるため、当期純利益は1億8,373万円余を見込んでいるところでございます。

交通政策課の報告は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○竹内財政課長 財政課でございます。

説明資料のほうにお戻りいただきまして、36ページをお願いいたします。

報告第35号、平成28年度決算に基づく健全化判断比率等の概要を御説明させていただきます。

別冊の報告書がございますが、説明は37ページのほうでさせていただきます。

まず、1の趣旨にございますとおり、財政健全化法に基づきまして、平成28年度決算に基づく健全化判断比率等を、監査委員の意見を付しまして御報告するものでございます。

2の表で、4つの健全化判断比率をお示しておりますが、いずれも早期健全化基準等には該当しておりません。

まず、①の実質赤字比率と②の連結実質赤

字比率ですが、赤字が生じている会計はございませんので、該当はございません。

次に、③の実質公債費比率ですが、算定の結果、11.3%となっております。通常県債残高の減少に伴い、元利償還金の減少などがございまして、前年度と比べ1.0ポイント改善しております。

次に、④の将来負担比率ですが、算定の結果、175.2%となっております。通常県債残高の減少、それから、熊本地震復興基金の創設等によりまして、将来負担額に充当可能な基金額が増加したことで、前年度と比べ13.8ポイント改善しております。

その下、3の資金不足比率につきましては、資金不足が生じている公営企業会計はございませんので、該当なしということになっております。

続いて、おめくりいただきまして38ページをお願いいたします。

4の監査委員の意見等概要ですが、監査委員のほうからは、いずれの比率も正確に算定、作成されており、今後とも熊本復旧・復興4カ年戦略を着実に進めていくための財源の確保等に努めるとともに、引き続き財政健全化の取り組みを推進するようとの御意見をいただいております。

以上、よろしく願い申し上げます。

○増永慎一郎委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑を受けた課は、ちょっと人数が多くて見えないので、一遍立っていただいて課名を言った後、座って説明をしていただきたいと思います。なお、応答が続く場合には、そのまま着座で答えていただいて結構でございますので、よろしく願いします。

それでは、質疑はございませんか。

○池田和貴委員 済みません、幾つかありま

すが、まず県政情報文書課。

総務常任委員会説明資料の14ページなんですけれども、地震対応分で、被災した学生に対する授業料の減免における対象人数の増加に伴う増ということなんです、これは何名ぐらい増加して、1人当たり幾らぐらいになるんですか。

○村上県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

この授業料減免につきましては、全額免除している場合と半額免除している——被災の状況でありますとか、家庭のほうの財政状況でございますとか、そういうことで分けておりますけれども、大体住宅被害で全額免除しておりましたのが41名でございましたのが、今回の補正予算では52名ということで算定しております。それから、半額のほうが、63名と予定していたものを、90名ということで、その分の増額補正をお願いしているところでございます。

○池田和貴委員 わかりました。やっぱりかなりの人数がふえたということで、今後もこれがふえる可能性というのはないんですか。それとも、ある程度この辺は数字は落ち着いたと考えていいんですかね。

○村上県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

罹災証明が後で出た分あるいは罹災証明の再調査の結果上がった分等、大体ほぼ出尽くしたのかなとは思っておりますけれども、ある程度、今後増加分もあるかなというところは少し見込んだところで、予算は計上させていただきます。

○池田和貴委員 わかりました。こういう学生の人たちには、しっかりと支援をしていただくようお願いをしたいというふうに思い

ます。

続けていいですか。

○増永慎一郎委員長 はい、どうぞ。

○池田和貴委員 済みません、あとは補正予算の17ページ、情報企画課さんにお伺いしたいんですが、くまもとフリーWi-Fi整備事業ということで、くまもとフリーWi-Fiの整備を行う民間施設に対する助成ということでございますが、済みません、くまもとフリーWi-Fiというのを私はよく知らないの、ちょっとここをどういうものか教えてもらっていいですか。

○島田情報企画課長 情報企画課でございます。

今お尋ねのありましたくまもとフリーWi-Fiでございますが、基本的には、Wi-Fiといって、スマートフォンだとかそういうものが、携帯事業者のほうからの電波ではなくて、近いところから電波を受け取ってやるサービスでございます。基本的には、そこに関しては、今、いろんな事業者さんが、そういうWi-Fiを街中だとか、そういうところに設置していただいています。一番多いのが、いわゆる事業者さん、キャリアと言われるドコモさんですとか、auさんですとか、ソフトバンクさんだとかがいわゆるサービスをしているWi-Fiがございますけれども、それは、その事業者にある程度の料金を払ってそのサービスが使えるという形のWi-Fiサービスが街中にいっぱいございます。

我々が今進めていますくまもとフリーWi-Fiは、そういう事業者とは関係なく、いわゆる民間施設だとかそういうところに置いていただいて、基本的にはちょっと認証はございますけれども、基本はただでお使いいただけるWi-Fiということで推進させていただいていると。

そのフリーWi-Fiを、今回、そういう意味で言えば、民間施設等にこれからまた広げていきたいと思っていますので、そういう助成ということで今回計上させていただきます。

○池田和貴委員 わかりました。ありがとうございます。

とりあえず、一応認証はあるわけですね、各お店、その施設ごとに認証はせんばいかなということですかね、ここは。

○島田情報企画課長 認証なんですけど、基本的には同じ認証方式になります。

くまもとフリーWi-Fiの場合、ちょっと2つの認証方式をとっておりますが、施設ごとに認証するのではなくて、基本的に、熊本に入りまして、その2方式のいずれかの方式で入りましたら、その方式をとっているところは、全てそのまま認証しなくて入ることができます。ですから、1回くまもとフリーWi-Fiで認証していただければ——ちょっと2方式あるんですが、その方式をとっているところは、基本的にそのままお使いいただけるといような格好で使っていただけるといことでございます。

○池田和貴委員 わかりました。

今後、やはり2019年の国際大会も含めて、海外を含め、いろんなところから来られると思うんですね。そういった人たち、何で調べるかという、やっぱりスマートフォンなんだと思うんですよ。そういう意味では、やはりこのWi-Fiが使えるようなところ、フリーWi-Fiが使えるようなところをしっかりとつくっていくということは、非常に重要なことだというふうに思います。

そういった意味では、このくまもとフリーWi-Fi整備事業によって、そういった大きな拠点が幾らかできてくるということは非常に

いいことだというふうに思いますので、しっかりと周知をしながら進めていっていただきたいというふうに思います。

ありがとうございました。一応、以上です。

○小杉直委員 2点ほど。竹内課長に1つ、最初。

26ページ、(2)に旅行業法関係ということの中に、新たに旅行サービス手配業者の登録制度が設けられた云々と書いてありますが、この新たな旅行サービス手配業者の登録制度という概要はどういうことですか。

○竹内財政課長 財政課でございます。

旅行サービス手配業者というのは、一般の方々が行き手配するときに頼む業者ではなくて、旅行業者さんが、例えばバスツアー等を企画するときに、それを下請といいますか、別の業者さんに行程等をつくらせると、それが昨今のバス事業者等の、まあバス事故等もございまして、今回、登録制ということできちんと整備をするものでございます。それに伴いまして、使用料のほうを徴収するというようにしております。

○小杉直委員 なら、今まではなかった制度を新たに制度としてつくったということですが、簡単に言うならば、元請が下請に頼んだルールを、それに登録関係の手数料を取っていくということの考え方でよかったですかな。

○竹内財政課長 届け出をやりましてやっていたところを、登録ということできちんと業者のほうを、何というんですか、指導ができるような形をとっていくものでございます。

○小杉直委員 もう1点、村上課長、県立大学の経営状況についてですね。

まあ、数字とは直接関係ございませんが、少子化の時代にもう入ってしまって、県立大学に対する受験者の数の傾向はいかがですか。と同時に、受験者の出身地、熊本県内、県外と大別すれば分かりますけれども、そういう状況はいかがですか。

○村上県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

県立大学の入試状況というか、志願状況ということだと思いますけれども、県立大学の場合、全体として21年から29年まで見たときに、6.9倍、5.1倍、5.4倍ということで、非常に志願倍率は高い状況でございます。先生おっしゃるように、今からの人口減少社会の中で、長期的な視点でどういうふう運営していくかというのは、まだまだいろいろ課題は考えていく必要があるかと思いますが、現状といたしましては、非常に志望者というものは多い状況でございます。

その中で、入学者の状況でございますけれども、県内出身につきましては、29年度入学者で73.3%ということになっております。

○小杉直委員 なら、受験者数は依然として多いというか、満足するような受験者数ということと、受験者そのものが、70数%は県内の生徒といいますか、そういうことですね。

あわせて、今度は、卒業生の県内就職、県外就職の割合はいかがですか。

○村上県政情報文書課長 平成29年3月卒業生で見まして、県内就職が54.6%ということでございます。この数字は、大体ここ3年間ぐらい、あんまり変わってない数字かと思えます。

○小杉直委員 なら、県内就職は、大体3年間ぐらい横ばいで、50数%ということですかね。これは、やっぱりこれをできるだけも

うちちょっと県内就職をふやす努力はせんといかぬでしょうな。わかりました。結構です。

○河津修司委員 先ほどの17ページですか、フリーWi-Fiについて。

これは民間施設への助成ということですから、これは民間だけで、公共は対象にならないということなんでしょうか。

それから、1基というか、1施設どれぐらいの費用がかかるものなんでしょうか。

○島田情報企画課長 情報企画課でございます。

まず、御質問のございました民間施設、公共施設はどうだということですが、情報企画課で計上させていただいているのは民間施設の形になります。もう1つ、市町村の施設につきましては、基金のほうの市町村分ということで、そちらでまたフリーWi-Fiの整備に関して使える形をとらせていただいておりますので、今回の基金の中から市町村さんのほうは整備ができるという形をとっておりますので、お使いいただけるということで御理解いただけたと思います。

それからもう1点、どれぐらいの量かということなんですが、今我々が想定しているのは、商業施設等であれば、いわゆる物産館さんとか民間の物産館さんであれば、駐車場に向けてとか、そういうところに向けて入り口のところに1カ所つけるのであれば、ちょっと配線の云々も含めて考えれば、まあ10万円から20万円もあればできるのではないかと、いうふうには想定しております。

ただし、いろいろ旅館さんとかホテルさんとかであると、ある程度の場所、ロビーだとか食堂だとか、そういうところに2カ所、3カ所おつけになろうとすると、建物の中をいろいろはわせなきゃいけない部分もありますので、50万以上とか100万近くかかるところもあるかなというふうには思っております。

ますが、規模としてはそれぐらいの量でございますので、積極的に民間施設の中でお使いいただきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○河津修司委員 そうなりますと、これは熊本型のフリーWi-Fiということですが、これは通信料そのものは民間施設が払うことになる、どうなんでしょう。

○島田情報企画課長 我々が今助成しようとしているのは、最初の初期経費ですね。いわゆる、通信料自体というか、通信のもとになります光ファイバー等の設備については、その民間さんのほうでお願いをして、それから出す電波のところの装置、それから、そこまで引き込むためのいろいろ配線云々という工事まで含めたところの初期費用として県のほうは助成したいというふうに思っておりますので、その後の通信料に係る維持費云々については、民間さんの御協力をいただくというのが前提になっております。

以上でございます。

○河津修司委員 わかりました。

もう1つよかですか。

○増永慎一郎委員長 はい。

○河津修司委員 それから、9ページの復興基金の交付についてであります、100億ということなんです、これを市町村は幾らずつになるとかいうのがわかるのは、いつごろになるわけなんでしょう。

○間宮市町村課長 市町村課でございます。

市町村への配分額につきましては、今回の議会で予算をお認めいただいた後に各市町村に通知をしたいというふうに考えております。

て、今その額につきましては、最後の精査をしているところでございますので、議決後ということで、現時点で考えてございます。

○河津修司委員 その議決後がいつごろになりますかと。

○間宮市町村課長 今段階では、10月4日に各市町村に集まっておきまして、この枠配分で配分する金額の使い方等を御説明したいというふうに考えております。その中で各市町村に、それぞれの市町村への配分額をお示ししたいというふうに考えております。

○河津修司委員 わかりました。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○岩中伸司委員 肥薩おれんじ鉄道の報告をいただきましたが、この報告を見て、聞いて、かなり各年度、まあ16年度からずっとマイナス37%という報告でしたけれども、これは、このままいけば将来的にもずっとこのまま減っていくという予想しかできないんですが、何か対策か何かはありますか。

○内田交通政策課長 交通政策課でございます。

委員のほうから御質問いただいたことでございますけれども、そういう部分も含めまして、今後、平成29年、今年度から平成33年度までの中期経営計画のほうを肥薩おれんじ鉄道のほうでは立てたところでございます。ことし6月の株主総会のほうで了承されまして、既にこれを今実施に入っているところでございます。

課題といたしましては、その鉄道基盤整備の老朽化ですとか、あるいは非常に社員を含めた要員の確保がうまくできていない、それから旅客運輸収入が減少している、それから



地域との連携をやっぱりもう一回結びつける必要があるんじゃないかというような、まず課題の洗い出しをいたしまして、それに対して、安全運行の確保、収支改善についてのそれぞれの施策のほうを打っているところでございます。

一応、今後5年間の収支の見通しにつきましては、減価償却後の収益といたしましては、毎年、やっぱり5億円から8億円ぐらいの赤字が予想されるところでございます。これに向けまして、経費の圧縮や増収策などを盛り込んでいくことといたしておりますけれども、例えば、平成29年度におきましては、観光事業といたしまして「おれんじ食堂」「おれんじカフェ」に向けて、国内の旅行会社のセールスの強化ですとか、あるいは東京、大阪、こちらの大手の事業者等と組んでいくこと、また、中小の旅行社とも事細かに手を結んでいきまして、九州圏域はもとより、東京まで含めたローラー営業を行っていくと、徹底的な需要の掘り起こしを行っていくことといたしております。

これは鹿児島県と一応両方、共闘を組みましてやっていくということが1点と、あとインバウンドですね。特に、韓国、台湾、香港のお客様というのは、非常に九州全体でもふえておりますし、熊本県内を訪れていただいている方もふえております。

ただ、従来は団体ツアー型だったお客様が、FIT、個人旅行がふえておりますものですから、その個人旅行の皆さん方に対しての情報発信等を強化しなければならないということで、先ほど申し上げました、インターネットやSNSを使ったもの、あるいは旅行者業者に対しまして、そういう個人業者への扱いの旅行商品等についての肥薩おれんじ鉄道の盛り込みあたりを強化していきたいというふうに考えているところでございます。

あと、定期外収入増といたしましては、企画切符の販売等や、それからイベントのやっ

ぱり利活用等については欠かせないところでございますし、例えば列車内で沿線の子供さん方の絵画の展示やあるいは季節の飾りつけ、鉄道沿線の鉄道ファンによる写真展示会等を新たに企画してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それとあと、やっぱりマイレールの意識というのを非常に育てていく必要があるということで、特に沿線の学校、それから企業さんへの利用促進の働きをさらに強めてまいりたいと、これは沿線自治体でつくります利用促進協議会とも連携して取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○岩中伸司委員 そういう努力はしっかりされているというのは、この経過の中でも明らかになっているんですが、これは、もともと私は、ずっとやっぱり厳しくなっていくと思うんですよ。ここは、国とかなんとかの援助というのは、何か特別大きくなっていくような見通しはないんですか。

○内田交通政策課長 交通政策課でございます。

確かに、国、それから県も、沿線もそうですけれども、まず国に対しても、これまで固定資産税の関係の免除ですとか、あるいはJR貨物の使用料等の増額等を今お願いしているところでございます。

JR貨物の使用料等につきましては、おかげさまでお認めをいただきまして、今後、増収をしていくという見込みになっておるところでございます。

当然、国、それから両県におきます、それから沿線市町村における補助による支えというの、やっぱりしっかりやっていく必要があるとは考えているところでございます。

○岩中伸司委員 これは、地元が大変な状況

になっていることで、本来ならば国の責任で——当時、分割民営化されたときに、もう赤字線を切り捨てるというのが原則で、もうかかるところを中心にやっていったわけですので、当然残されたところは、九州、北海道、四国が大変な目に遭っているんですね。

この辺は、やっぱり国にしっかり求めていく、JRに求めていくということをしなければ、地元の努力はもう限界じゃないかなというような思いでいますので、そこら辺については、しっかりよろしくお願ひしたいと思ひます。要望でいいです。

○池田和貴委員 報告事項のほうで、私、2点ありまして、まず天草エアラインの経営状況で、ちょっと済みません、説明で、今年度、重整備とかがあって運休するとかという説明があったかと思うんですが、それで売り上げの予定が前年度よりも1億ぐらい減っているということでよかったですかね。期間はいつごろになりますか。

○内田交通政策課長 交通政策課でございます。

今年度につきましては、一応構造検査ということで、6月21日から30日、10日間、100便、これは全体で運休しております。これは、2年に1度どうしても受けなければいけないというものでございまして、これで100便減便ということですよ。

あと、重整備、いわゆる車検でございますけれども、これが年明けの2月19日から3月11日、21日間、これは210便に及びます。これも全休ということになってまいりまして、エンジンの稼働時間等に伴いまして、どうしても発生をしてくるというものでございます。

当然、100便、210便ですから、合計310便の運休ということになってまいりますので、やはり収支的にはかなり厳しいという状況で

ございます。

○池田和貴委員 わかりました。

安全は、やはりしっかり担保しなきゃいけないので、その法定で決められたものはやらなきゃいけないだろうというふうに思うんです。ただ、この事業計画の最後の3行に書いてありますが、県外からの医師の通勤手段として利用されているということで、大体運休するときには、そういったところに影響がないかどうか、きちんとやっぱり事前にある程度、ここからここまではしますけれども大丈夫ですかとか、やっぱりそういう話し合いの場をずっとしっかり持つていくことが必要だと思うんですが、そういったことはされているんですかね。

○内田交通政策課長 交通政策課でございます。

一応、おおよそこの時期にこういう重整備が来るというものはわかってまいりますので、そのあたりにつきましては、先生方等も含めて、お医者さんの先生方等も含めまして、事前に、例えば代替措置で列車を使ってバスで来ていただくとか、そういうことは個別に御協力のほうはさせていただいたところでございます。

○池田和貴委員 もちろん、そこは医療機関のほうでコストについては当然対応していただくことになると思うんですが、やっぱり事前にわかったときに、きちんと話をしておいて計画的にやっていくということは、やっぱり事業として必要なもので、そこは定期的きちんと話し合う場をつくったほうがいいと思うんですよ、場当たりのではなくて。やるかやらないかをその年決めるんじゃなくて、きちんとこの時期、運行計画ができたときに、大体このぐらいになるとわかっていたら、それができた後に、どこかできちんとそういう

ことを話し合う、そういう機関か何かをやったりきちんとつくっておく必要があるんじゃないかと思うんですが、そこについてはぜひよろしくお願いをしたいと思います。

あともう1点、済みません。

次は、フィッシャリーナ天草株式会社の経営状況に関する書類のほうでお願いをしたいと思います。

これについては、ヤマハさんと一緒になって一生懸命努力をしていただいている話は聞いていますし、また結果も出ているというふうに思います。

ただ、ちょっと、きょう事業計画の説明を聞いたときに、平成29年度から平成33年度までの次期中期経営戦略に基づき、「収支の改善に引き続き努め、累積赤字解消に向けて取り組んでいく。」と書いてあるんですね。これは、8ページの事業計画、1の4段目と5段目ですね。

29年度から新しい事業年度が始まって、じゃあこれから収支予算書どうなるのかと見ると、初年度からいきなり赤字なんですよね。書いてあることと、実際のこの収支予算書がちょっとアンバランスじゃないかなというのがあって、その累積赤字解消に向けて取り組んでいく、非常に前向きなことが書いてあっていいんですけども、ただ、いきなり収支予算書を見てみると赤字、本当にちゃんとその5年間の中期の中でそういうふうになっていくのかどうなのかちょっとわからなかったもので、ちょっとそこについて説明をしていただきたいと思います。

○重見地域振興課長 地域振興課でございます。

先生御指摘のとおり、今年度、6月に新たな5年間の計画を立てたところです。先生おっしゃるとおり、初年度であることし、250万円の損失ということで計上させていただいていますけれども、これは、実は、29年度

に、今年度、道路の舗装を行いまして、この費用が約5カ年にわたって、毎年70万弱ではありますが、計上しているところであります。

これは未来に向けての投資ということで、まあ積極的な投資ということが言えるのかと思いますが、実際、5カ年の計画で、今年度はマイナスになりますが、平成32年度、こちらについては、単年度で黒字、約70万弱の黒字になるという計画を立てております。

ですので、先生おっしゃるとおり、今年度だけを見ると、どうしても言っていることとやっていることが違うではないかという御指摘はごもっともではありますが、我々も、若干長期的にはなりますが、単年度でまず黒字に持っていき、そして、それを毎年続けることによってこの累積赤字を解消していきたいというふうに思っております。先ほど御説明させていただいた、例えばマリーナサービスの充実とか、地域と一体となった盛り上げとか、そういったこつこつした経費の削減、そういったものをこつこつやることでプラスに持っていき、累積赤字の解消に努めていきたいというふうに考えているところです。

○池田和貴委員 御説明ありがとうございます。

そういう長期的にしっかりと考えていらっしゃるのであれば、私は本当によかったなというふうに思います。もし、説明の中で、私が今言った御説明を聞き落としていたんだしたら申しわけないと思いますが、今のお話を聞いた上でこの、いわゆる経営状況に関する説明については私も納得いったところであり、しっかり頑張っていただきたいと思えます。ありがとうございました。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。——なければ、これで付託議案に対する質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号及び第3号から第5号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外3件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外3件は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、今回付託された請第26号を議題といたします。

請第26号について、執行部からの状況説明をお願いいたします。

○塘岡私学振興課長 私学振興課でございます。

請第26号、私学助成に関する意見書の提出を求める請願について説明申し上げます。

この請願は、熊本県私立中学高等学校協会及び熊本県私立中学高等学校保護者会からのものでございます。

請願の趣旨は、記のところでございますが、2点あり、1点目は、私学助成の堅持とより一層の充実、2点目は、熊本地震に係る継続的な支援でございます。

それでは、それぞれの背景について説明申し上げます。

私学助成の中核である経常費補助につきましては、交付税や国庫補助による財源措置がなされておりますが、その算定は生徒数によるため、少子化が補助額の減少につながり、経営の影響を懸念されています。

さらに、保護者の学費負担につきましては、就学支援金等が導入されたことにより、公私間の格差は縮まってきましたが、依然として格差はある状況です。

また、熊本地震では、私立学校でも甚大な被害が出たことから、県では、県議会とともに、地震直後から学校施設の災害復旧、被災した生徒への経済的支援を国に強く要望いたしました。

その結果、災害復旧につきましては、通常2分の1の補助率を3分の2まで実質的にかさ上げする措置がなされ、また、被災した生徒の授業料の減免に対しても、県補助額の3分の2を国が補助することになりました。

しかし、教育環境の復旧、復興は長期間を要するものであり、さらに、本県の私立中学・高等学校の耐震化は公立に比べておこなわれている中、国による継続的な支援は不可欠であります。

請願は、これらの状況を踏まえ、国に意見書を提出していただきたいというものでございます。

説明は以上のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○増永慎一郎委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。——なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第26号については、いかがいたしましょうか。

（「採択をお願いします」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第26号を採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 御異議なしと認めます。よって、請第26号は、採択することに決定をいたしました。

ただいま採択を決定いたしました請第26号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。

そこで、意見書(案)について、事務局から

配付をさせます。

（意見書(案)を配付）

○増永慎一郎委員長 配付は終わりましたか。

今配付しました意見書(案)は、請願の趣旨、理由とほとんど内容が変わらないようではありますが、この案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 御異議なしと認めます。よって、この意見書(案)を、委員会として委員長名をもって議長宛てに提出したいと思えます。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が4件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思えます。

それでは、関係課長から、順次報告をお願いします。

○宮本危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

国土強靱化地域計画について御説明を申し上げます。

資料は、4種類お配りをいたしております。初めに、A3判カラー刷りの資料をごらんください。

この資料は、国土強靱化地域計画(案)の概要でございます。6月の本委員会において御説明いたしましたので、この場では説明を省略させていただきます。

次に、A4の1枚資料、熊本県国土強靱化地域計画(案)についてをごらんください。

強靱化計画につきまして、7月5日から8月3日までパブリックコメントを行いました。その結果、7件の御意見がございまして、御意見への対応につきましては、表に記載をしておりますとおり、意見を反映することとしたものが4件、参考とさせていただいたものが2件などとなっております。

下段に、意見を反映したものの一例を記載してございますが、物資支援に関する支援につきまして、物流事業者との連携という点を取り上げてほしいというふうな御意見でございましたので、その点を反映いたしております。

裏面をお願いいたします。

まず1点、その他の修正といたしまして、事業の取り組み主体、関係機関一覧表を作成、添付することといたしました。

この一覧表につきましては、資料変わりました、済みません、A3判白黒の参考資料をごらんいただきたいと思えます。よろしゅうございますでしょうか。

この資料は、計画に掲げております各取り組みにつきまして、実施する主体がわかるようにということで一覧表を添付いたしております。

一覧表では、左側の推進方針の項目別に、真ん中の欄に推進方針の概要を記載いたしまして、右側に取り組み主体ごとの対象となる主体に丸を記載してございます。

項目によりまして、主体が重複する場合がございます。例えば、一番上の1番の住宅耐震化では、県なり市町村が施策として取り組んだ上で、県民は自宅などの耐震化に取り組むということで、3つの主体に丸をつけてございます。

この方法を用いまして、以下336項目について、事業主体の見える化を図りました。一個一個の説明は省略をさせていただきたいと

思います。

この分類表につきましては、強靱化計画の本体の末尾に附属資料として添付をいたしたいと考えております。

済みません、資料戻りまして、A4判の先ほどの資料にお戻りをいただきたいと思います。

裏面、上から2つ目の丸印のところ、土地利用の適正化という点で項目を追加いたしております。

修正の内容は、点線囲みの中のとおりでございます。災害リスクが高い地域の土地利用制限について、安全性を優先に考慮した土地利用を図る必要があるという点を追加したものでございます。

一番下段に、今後のスケジュールを記載しております。

本委員会への報告の後、10月中の策定、公表を予定しております。

国土強靱化地域計画についての説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○竹内財政課長 財政課でございます。

お手元の資料、A4縦の左上ホッチキスどめ、平成28年度熊本県普通会計決算の概要をお願いいたします。

28年度の決算がまとまりましたので、その概要を御報告させていただきます。

まず、資料、1の決算規模についてでございます。

熊本地震への対応に係る経費の増に伴いまして、上の方に表がございますが、増減額の欄のとおり、平成27年度に比べまして、歳入で約2,573億円、歳出で2,473億円余の大幅増となっております。

なお、この決算額につきましては、4つ目の丸に記載しておりますとおり、チッソ金融支援の大規模な県債借りかえを行いました平成9年度の決算に次ぎまして、過去2番目の規模となります。普通会計決算としては、過

去2番目の規模ということになっております。

それから次、2の各種財政指標のほうをごらんください。

まず、数値が高いほど財政基盤が強いことを示します財政力指数でございますが、資料記載のとおり、直近3カ年の平均値ということもございまして、26年度と27年度に県税収入が増加していることもございまして、0.399という形になっております。前年度に比べて、0.012ポイント改善しているところでございます。

その下、経常収支比率、こちらは数値が低いほど財政構造に弾力性があることを示すものですが、こちらにつきましては、子ども・子育て支援制度移行に伴います施設型給付費の補助金の増加などによりまして95.1%と、前年度に比べて0.6ポイントふえている状況でございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

今度は、普通会計から一般会計に変わります。熊本地震関連事業について、その決算状況を取りまとめさせていただいたものでございます。

中段、円グラフにございますとおり、平成28年度におけます熊本地震関連事業の歳出総額、こちらが2,507億円という形になっております。

円グラフの下の表、ちょっと見にくうございますが、小さくなってございますが、表のほうをごらんいただきたいんですが、最終予算額5,323億円というのが網かけのところに入っております。この決算額2,507億円は、全体の47.1%になります。

これは、どうして予算との部分——乖離の部分はその横の繰越額の欄でございますが、繰り越しが2,555億円ございます。これは本年度に繰り越しておりますので、最終予算額に対します執行率というのは、不用額のとこ

ろが4.9%でございますので、95.1%ということになります。

一番下の表のほうで、財源の内訳を記載しております。

国庫支出金の割合が最も大きくなっております。

一般財源のほうにつきましては、網かけ部分で654億円、地方債についても247億円となっておりますが、こちらにつきましては、国の手厚い支援等もございまして、交付税措置もあるために、実質的な負担額、こちらは右下の欄、74億円ということに記載しておりますが、3.0%にとどまる状況でございます。

ただ、吹き出しのほうに記載しておりますとおり、28年度に後年度分まで含めて地方財政措置されるものがございまして、28年度の決算としては低いんですが、29年度以降についても、ある程度28年度で見られている部分がありますので、今後、この率というのは上がっていく可能性がございます。

それから、3ページのほうに、県債残高の推移をグラフにまとめております。

一番長い棒グラフが通常県債残高でございます。こちらにつきましては、減少基調を維持しているところでございます。

説明は以上でございます。28年度決算のより詳しい内容を、別添でA4横でまとめております。参考資料としておりますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○吉野川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

川辺川ダム問題についてと書かれました資料をお願いいたします。

先月31日に開催いたしました第11回五木村の今後の生活再建を協議する場について、概要を御報告いたします。

出席者は、記載のとおりでございます。

(4)会議概要の欄でございますけれども、まず、国、県、五木村から、前回、28年8月になりますが、それ以降の五木村の生活再建の取り組みと今後の見通しを説明いたしました。

国からは、水没予定地の安全管理、また水没予定地の利活用への協力、それから砂防事業の実施状況等について御説明がありました。

県からは、国道445号の整備、治水対策、林道整備や治山事業、また、村への財政支援の状況について説明をしております。

村からは、水没予定地の利活用や、国や県の財政支援を活用いたしました観光振興や林業振興等の事業について説明がございました。

その後、村からの主な要望といたしまして、ふるさと五木村づくり計画の終期である平成30年度以降も、県といたしまして、村の生活再建や振興に当たること、国道445号九折瀬地区というところの早期完成、県道宮原五木線の部分改良、それから、林業人材育成のための研修施設の設置等が要望として出されております。

県といたしましては、これらの要望を踏まえまして、引き続き村の生活再建に資する取り組みを実施、支援してまいります。

御説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○内田交通政策課長 交通政策課でございます。

交通政策課からは、熊本版図柄入りナンバープレートの導入に係る進捗状況のほうを御説明させていただきます。

お手元のほうに、A4のカラー刷りのもので、2枚の熊本版図柄入りナンバープレートの導入に係る進捗状況という資料のほうを御用意させていただいております。

さきの6月の総務常任委員会におきまし

て、本制度を導入する旨御報告をさせていただいたところでございますが、その後のこれまでの動きでございます。

まず、7月に県が主体となって手続を進めることにつきまして、全市町村から同意をいただきまして、あわせて、デザインの参考とそれから今後の需要を把握するために、ユーザーアンケートを実施したところでございます。

アンケート結果につきましては、資料枠囲み部分でございますが、熊本県免許センターにおきましてアンケートを実施し、513名の方から回答をいただきました。

まず(1)でございますが、図柄入りナンバープレートを取りつけたいと思いますかという質問に対しましては、ぜひ取りつけたい、まあまあ取りつけたいという方が、全体の3分の2の方から回答をいただき、興味を非常に示していただいたところでございます。

(2)でございますが、取り入れるべき特色ある図柄は何だと思えますかという質問に対しましては、熊本城、それから、くまモン、阿蘇山、肥後六花、イチョウというような回答をいただいたところでございます。

それから、3番目で、カラー版とモノトーン版のどちらを取りつけたいですかという質問に対しましては、カラー版が61%という御回答をいただいているところでございます。

本アンケート結果をもとに、デザイン事業者へ図柄の作成を発注し、事業者から11案の提出をいただきました。9月中旬に開催いたしました熊本版図柄入りナンバープレート図柄選定協議会、これにおきまして11案を審査し、今般、3案に絞り込みました。

資料裏面でございますけれども、3案を御紹介させていただいております。これが最終提案公募作品となります。

各作品を簡単に御説明させていただきます。

まず、熊本模様のくまモンナンバープレ

トでございます。

くまモンをシルエットとして描いております。背景に、熊本の水をイメージする淡い青色を使用し、細川家と加藤家の家紋をデザインして用いるなど、熊本らしさを表現した作品となっております。

次に、右側でございますが、ぎんなんナンバープレートでございます。

熊本城が銀杏城と呼ばれていることから、熊本城をイチョウと武者返して表現いたしております。また、石垣の1つをくまモン型にするなど、多少遊び心に富んだ作品となっております。

最後の面をお願いいたします。

最後に、肥後六花ナンバープレートでございます。

細川時代に育成が始まりました肥後六花をバランスよく配置し、清正公の甲冑を身にまとったくまモンを添えております。細川家、加藤家、くまモンという、本県になじみが深い図柄を取り入れた作品となっているところでございます。

また表紙のほうにお戻り願います。

今後の流れでございますけれども、この3案につきまして、まずはこの後報道機関のほうに公表し、その後、県民意向調査を10月2日から10月31日まで実施いたします。その後、11月中旬に改めてまた協議会を開催いたしまして、県民意向調査の結果を参考に最終選考審査を行い、国へ提案する図柄1案を決定いたします。

提案した図柄につきましては、12月の総務常任委員会にて改めて御報告させていただきます。

御報告は以上でございます。

○増永慎一郎委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

今の報告に係る質疑はございませんか。



○小杉直委員 参考まで、念のためお尋ねしますが、宮本さんがおっしゃったこの国土強靱化計画について、宮本さんでもいいし、白石危機管理監でも坂本知事公室長でもいいわけですが、時々私が言う、あの知事村の強化ですたいね。非常に古くなって、去年の熊本地震では、幸い大した、崩壊まで行ってないけれども、最高指揮者が何人も集まっているところに、ああいう古さの知事村に集まっているということは、またさらに大きな災害があった場合に、指揮機能が一旦ストップしてしまう危険性がありますので、あそこを、例えばうまいぐあいに集合住宅にしたりとか、知事の住まいをつくり直すとか、そういう、まあ今が今というのは無理でしょうけれども、将来にわたる考え方についてはございませんか。というのが、この中に公共建築物の耐震化の促進とか、まあいろいろ書いてあるわけですが、そういうことに関してちょっとお尋ねするわけですが。

○池田総務部長 御指摘のとおり、知事村の各建物、非常に古いという状況がございます。これについては、防災上どうかというような御意見も各種いただいておりますので、今御指摘ございました、継続的にどういう将来図といいますか、建てかえも含めた検討については、継続して考えていきたいというふうに考えております。

○小杉直委員 なら、継続して忘れんごて考えて、あなたがおらぬときに後を引き継いでですな。お願いします。

○増永慎一郎委員長 ほかにございませんか。

○岩中伸司委員 熊本地震関連で報告をいただきましたが、竹内財政課長よりも、池田総務部長がついでに答えてほしいんですけれど

も、これで今報告があったのでいけば、国庫負担や地方債その他いろんな財源を使って復旧をやっていくと、最終的には負担は3%で、97%はそれぞれの支援の中で復旧が行われていくということですが、機械的にそういうことでなくて、まあそういうケースがあるかもしれませんので、そこをちょっとお尋ねしたいんですが、3%負担でも大変な自治体、例えば一番ひどかったのは益城町ですかね。益城町や西原村、南阿蘇村なんかは、財政事情もやっぱり厳しいんじゃないかなと、小さいところはですね。ですから、そういうところには、3%負担じゃなくて、もう100%見るよというふうな、そういうふうな配慮なんかはされたことがあるんですかね。そういう配慮はできないんですかね。

○池田総務部長 基本的に、この後ろに掲載してございますのが、平成28年度の地震関係の実負担ということで、28年度は基本的には国の制度に基づいて、国の財政支援のもとでやってきたというような経緯がございます。

ですから、この3%については、先ほど財政課長からも話がありましてとおり、例えば、今年度以降、この比率が上がってくる場合もありますし、あと市町村によっても大分負担の率というのは変わってくるんだろうと思っています。

これまで、やはり国のいろんな制度があって、その制度に基づいて手厚い支援とか受けてやってきましたが、今後のいろいろ復興に向けては、そこまで手厚い支援がないものもやらなければいけないものも出てくるんだろうというふうに考えております。

それについて、私どもとしましては、各市町村の事業内容ですとか、いろいろ悩みを細かく聞きながら、どういった支援が県としてできるのか、あと国からどんな支援がいただけるのかについて、いろいろ話を伺いながら進めていく必要があるというふうに思ってお

ります。

ですから、今後の各市町村のいろいろな負担増も見据えながら、各市町村の実情に応じて、県としても相談に乗って、対応していきたいというふうに考えております。

○岩中伸司委員 前向きに答えていただいたと理解をしますけれども、やっぱりその事情を配慮しながら、まあ3%負担でも大変だというふうな思いの自治体もあるわけですので、ぜひそこら辺の支援はですね。

ただ、激甚災害に指定されて、これは97%も来たというのは大変うれしいことだけれどもという自治体の話もありますので、ぜひ——それでも大変という、わずか3%でも、年間の予算からすれば大変なんだというふうな話がありますし、ぜひそういう配慮をお願いしておきたいと……。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。——なければ、これで質疑を終了します。

その他で何かございませんか。

○池田和貴委員 熊本地震の復興という観点から、今年度末までとなっている軽油引取税の課税免除の特例措置を、平成30年4月以降も継続をしていただきたいというような意見書を国のほうに出したいと思うんですが、文案について用意をさせておりますので、配付させていただいてよろしいでしょうか。

○増永慎一郎委員長 ただいま、池田委員から、意見書提出についての御提案がありましたが、池田委員が意見書の案を用意しておりますので、配付をさせたいと思います。

（意見書(案)を配付）

○池田和貴委員 済みません、お手元に行き渡ったようでしたら、ちょっと読ませていただいてよろしゅうございますか。

○増永慎一郎委員長 どうぞ。

○池田和貴委員 軽油引取税の課税免除の特例措置の継続を求める意見書(案)

軽油引取税の課税免除の特例措置は、平成21年度税制改正において、道路特定財源の一般財源化に伴い目的税から普通税に変更された際に、平成24年3月31日まで3年間の期限が設けられ、以後平成27年3月31日、平成30年3月31日までと2回にわたり延長措置が認められたところである。

この課税免除の特例措置により、本県の農林漁業者、船舶を使用する事業者、セメント・生コンクリート・砕石等の建設資材事業者など、幅広い産業の経営安定、収益向上に貢献し、アベノミクスを税制面において支援し、実効性を支えてきたと言える。

さらに、平成28年4月に発災した熊本地震により、農林水産業等の一次産業は大打撃を受け、建設関連産業も復興需要はあるものの、人手不足や資材高騰も相まって、経営環境は地震発災前よりも厳しいものがある。

このような中、軽油引取税の課税免除の特例措置が終了することになれば、熊本地震からの復興に懸命に努力している課税免除対象事業者が、課税免除期限切れを境に経営悪化の状況に至り、これまでの国等のさまざまな復興支援措置が、無に帰することにもなりかねない。

よって、国におかれては、県内課税免除対象事業者が熊本地震からの復興を果たすためにも、今年度末までとなっている軽油引取税の課税免除の特例措置を、平成30年4月1日以降も継続していただくよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ということで、この意見書(案)を委員会と

して提出をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○増永慎一郎委員長 今説明がありましたけれども、何か質疑はございませんか。

○岩中伸司委員 これは、具体的に「アベノミクスを税制面において支援し」と書いてありますが、これはそれぞれの考え方で、アベノミクスをやっぱり支援するというこの文言が入るのはちょっと問題やなと思います。

○池田和貴委員 そうですか。

○岩中伸司委員 いやいや、そう思います。そういった意味でのやつならば、ちょっと賛同できぬな。削ったらよかですたい。

○増永慎一郎委員長 アベノミクスという言葉について……

○岩中伸司委員 「アベノミクスを税制面において支援し、」という言葉は削って、いやいや、中身については、私は反対じゃないんですよ。この表現の仕方だけ、これは気に食わぬなと思ってから。これを消せば、もう私も、全員で賛同します。全員でというか、ほかの人は反対かもしれぬけど、私は賛同します。

○増永慎一郎委員長 では、文言を修正して、「収益向上に貢献し、税制面において支援し、実効性を支えてきたと言える。」という形でよろしいでしょうか。

○岩中伸司委員 収益向上に貢献し、実効性を支えてきた、支援してきたでもよかつじやなかですかね。

○増永慎一郎委員長 はい、わかりました。

では、今このアベノミクスから税制面とかを除いて、「収益向上に貢献してきたと言える。」という形に……

○岩中伸司委員 それでいいと思います。（発言する者あり）それでいけば、賛成します。

○池田和貴委員 これは、つくった人によってのあれでございしますが、岩中先生の御指摘がございしますので、じゃあここは削除した形で……

○岩中伸司委員 ありがとうございます。

○池田和貴委員 はい、よろしくお願いします。

ということでよろしゅうございしますか。

○増永慎一郎委員長 この幅広いから読みますと、「幅広い産業の経営安定、収益向上に貢献してきたと言える。」という形で、このところを文言修正をするということで……

○池田和貴委員 実効性を支えてきたと言える……

○増永慎一郎委員長 貢献してきたと言える。

○池田和貴委員 済みません、委員長、よろしいですか。

「収益向上に貢献し、」の後の「アベノミクスを税制面において支援し、」この点まで、ここを修正し……

○増永慎一郎委員長 結局、アベノミクスの言葉が税制面と実効性までかかってくるので……

○池田和貴委員 なるほど。

○岩中伸司委員 そうそうそう。

○増永慎一郎委員長 ですよ。だから、「収益向上に貢献してきたと言える。」という形で、岩中先生がおっしゃるのは、アベノミクスに対して支援してきたというのの文言を修正してほしいという話です。

○池田和貴委員 わかりました。

○増永慎一郎委員長 ですよ。

○岩中伸司委員 そうです。

○池田和貴委員 結構です。

○増永慎一郎委員長 では、そのように意見書を書きたいと思えますけれども、今のですね、修正案のとおり、委員会から議長に意見書として提出をしたいと思えますけれども、御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 異議なしと認め、この意見書(案)により、議長宛てに提出することに決定をいたしました。

ほかに、その他で委員の皆さん方から何かございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、陳情・要望書が2件提出されております。参考として、お手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第5回総務常任委員会を閉会します。

午後0時12分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する  
総務常任委員会委員長